

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

『コーポレート・ガバナンスを確実に実現し、透明性の高い経営』を目指す当社は、企業としての社会的責任(CSR)を十分に果たすために、また、すべてのステークホルダーから信頼を得るためにも、当社グループ全体に監督・監視など内部統制機能を充実させた経営組織体制を整備し、的確な経営の意思決定とスピーディな業務執行を行ってまいります。

また、今後もコンプライアンス意識向上させる研修・教育の徹底と、積極的な情報開示を通して経営の透明性を高め、総合的なコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

現在の当社株主様のうち、海外投資家の比率は低く、直ちに議決権の電子行使を整備する必要性は低いと考えておりますが、今後議決権行使率および海外投資家比率等の状況を勘案しながら、検討を継続してまいります。招集通知の英訳化については、英訳の範囲、必要性を勘案し、検討してまいります。

【原則3-1】

(1)会社の理念、経営計画

当社グループの理念及びビジョンは、以下のURLにおいて開示しております。

www.itoham-yonekyu-holdings.com/corporate/image.html

当社グループの中期経営計画は、以下のURLにおいて開示しております。

www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/middleterm.html

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1-1.基本的な考え方」において、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を公開しております。基本方針につきましては、現在在、策定を検討しております。

(3)取締役の報酬決定方針と手続

経営陣幹部・取締役の報酬決定方針及び手続につきましては、現在策定しております。確定いたしましたら、本報告書により開示いたします。

(4)取締役・監査役候補の指名の方針と手続

経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名の方針及び手続につき、現在検討しており、確定後、速やかに開示いたします。なお、当社は、役員の指名にあたり、透明性・客観性を確保するため、独立社外取締役2名を構成員に含む指名諮問委員会を設置しております。

【補充原則3-1-1】

今後、具体的な開示内容について検討してまいります。

【補充原則4-1-1】

取締役会においては、当社の経営方針(中期経営計画)の策定、取締役・監査役候補者の指名・経営陣の選定、個々の報酬の決定、「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の決定と運用の監督、重要な投資、その他取締役会の決議事項に定める重要な事項を決定いたします。

また、経営陣には、各種決裁権限規程に基づいて、経営陣の各階層で決裁される各種決定事項等、日々の業務執行に関する事項を委任いたしております。

なお、その概要開示については、今後その手法を含め検討してまいります。

【補充原則4-1-3】

最高経営責任者の後継者計画及びその監督につき、指名諮問委員会の運用等により、適切な対応を検討してまいります。

【補充原則4-3-1】

役員等の選解任につき、客観性・透明性を高めるため、取締役会のもとに、社外取締役2名を構成員に含む指名諮問委員会を設置しております。当該指名諮問委員会の審議におきましては、会社の業績等の評価を踏まえることとし、経営陣幹部の選解任を適切に行います。

【補充原則4-8-1】

独立社外取締役の情報交換・認識共有を行う方策及びその妥当性・必要性を検討してまいります。

【補充原則4-8-2】

独立社外取締役と経営陣との連絡調整、監査役会との連携に係る体制整備又はその妥当性・必要性を検討してまいります。

【原則4-10】

当社は、独立社外取締役2名を構成員に含む指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しております。今後、当該委員会を運用することにより、統治機能の充実を図ります。

【補充原則4-10-1】

当社は、独立社外取締役2名を構成員に含む指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しております。今後、当該委員会を運用するにあたり、

独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることといたします。

【原則4-11】

取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保する為、複数の社外取締役を置くことを基本としているほか、当社グループより取締役を選任する場合には、各部門より偏りなく、取締役に選任しております。監査役には、財務・会計に関する知見を有する者を選任しております。また、現在、取締役会の実効性についての分析・評価は行っておりませんが、今後導入を検討してまいります。

【補充原則4-11-1】

取締役の人数は、定款により15名以内と定めております。また、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保する為、複数の社外取締役を置くことを基本としているほか、当社グループより取締役を選任する場合には、各部門より偏りなく、経営において必要な豊富な経験と高い知見を有し、かつ、その職務と責任を全うできる人材を選出し、候補者とすべきと考えております。経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補者の指名の方針及び手続につき、現在検討しており、確定いたしましたら、本報告書にて開示いたします。

【補充原則4-11-3】

現在、取締役会の実効性についての分析・評価は行っておりませんが、今後導入を検討してまいります。

【原則4-14】

各取締役および監査役は、適宜社外団体のセミナー等に参加し、その役割・責務を果たすために必要な知識の習得に努めており、必要な費用については当社から支援を行います。今後は、取締役及び監査役に対する教育・研修の計画と方針を策定することを検討してまいります。

【補充原則4-14-1】

新任の取締役に対して研修を行うこととしておりますが、就任後に継続的に知識を更新する機会を与えるための方策を検討してまいります。

【補充原則4-14-2】

取締役及び監査役に対する教育・研修の計画と方針を策定することを検討してまいります。方針が確定いたしましたら、本報告書にて開示いたします。

【原則5-1】

- (a) 当社は、株主との対話につき、年間のスケジュールを定め、多方面の方法手段を用いて、当社の中長期的成長持続の観点で投資判断に資する当社情報の発信を行う一方、株主との面談で得られた有効な情報を経営陣もしくは取締役会にフィードバックすることといたします。
- (b) 管理担当取締役は、当社の財務・収益を管掌する一方、広く株主との対話についても監督することで、株主に対する適切なエンゲージメントに関する目配りをいたします。
- (c) IR・経理財務・法務・株主総会担当等、株主との対話に關係する部署を集約し、有機的に連携できる仕組みをとっています。
- (d) 株主との対話は年間スケジュールが定められております。当社公式ウェブサイトでは、四半期ごとの決算発表と投資家説明会等決算関係のイベントの実施、ウェブサイトの更新、株主宛の郵送等、各種情報発信の具体的な内容を計画的に示しております。
- (e) 方針の明文化および開示につきましては、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

〈保有の方針〉

当社はグループ傘下の子会社において「取引の維持・発展」を目的に政策保有株式として、取引先の株式を保有しております。保有の継続については、取引関係の強化によって得られる当社グループの収益と投資額等を総合的に勘案し、定期的に検証していきます。

〈議決権行使基準〉

保有株式の議決権行使については、発行会社の持続的な成長と企業価値の向上により、当社グループの保有目的である「取引の維持・発展」に繋がるかどうか総合的に判断することとしております。

【原則1-7】

当社は、取締役が利益相反取引を行う場合には、取締役会の審議・決議が必要であるとの規定を定めております。

大株主等、取締役以外の関連当事者との取引にあたっては、大株主以外の複数の取引先等と取引条件等を比較する等し、少数株主の利益に資する合理性を検証の上で取引を行っております。

【原則3-1】

(5) 取締役の指名を行った際の個々の理由は、下記の通りです。

- ・堀尾守氏は、食品業界における豊富な経験、取締役としての経歴や実績と、高い能力、見識を備え、当社グループの更なる発展に貢献する為、選任しております。
- ・宮下功氏は、食品業界における豊富な経験と、経営全般に関する高い見識を活かし、取締役としての職務執行を通じて、当社グループの企業価値向上を図るため選任しております。
- ・柴山育朗氏は、食品業界における豊富な経験と、経営全般に関する高い見識と、加工食品事業分野の専門性も活かし、取締役としての職務執行を通じて、当社グループの企業価値向上を図るため選任しております。
- ・御園生一彦氏は、食品業界における豊富な経験と、経営全般に関する高い見識と、食肉事業分野の専門性も活かし、取締役としての職務執行を通じて、当社グループの企業価値向上を図るため選任しております。
- ・石井隆氏は、食品業界における豊富な経験と管理分野における高い見識を活かし、取締役としての職務執行を通じて、当社グループの企業価値向上を図るため選任しております。
- ・市田健一氏は、食品業界における豊富な経験と経営企画分野における高い見識を活かし、取締役としての職務執行を通じて、当社グループの企業価値向上を図るため選任しております。
- ・奥田英人氏は、食品業界における豊富な経験とCSR分野における高い見識を活かし、取締役としての職務執行を通じて、当社グループの企業価値向上を図るため選任しております。

尚、常勤監査役の選任理由は、本報告書2-2において、社外取締役および社外監査役の選任理由につきましては、本報告書2-1において公開しております。

【原則4-8】

当社では、独立性の高い社外役員として社外取締役2名を選任しており、取締役会における独立した中立的な立場での意見を踏まえた議論を可能にする体制を取っております。

【原則4-9】

当社は、社外取締役・社外監査役の選任にあたり、会社法の定める社外性要件の他、金融商品取引所が定める独立性基準を当社における独立性判断基準として採用し、これを順守いたしております。

【補充原則4-11-2】

社外取締役、社外監査役の兼任状況は本報告書2-1において公開しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	115,779,002	38.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	19,924,130	6.70
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社	14,778,400	4.97
公益財団法人 伊藤記念財団	12,000,000	4.04
エス企画株式会社	8,433,986	2.84
株式会社みずほ銀行	6,303,750	2.12
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,303,000	2.12
株式会社三井住友銀行	6,303,000	2.12
公益財団法人 伊藤文化財団	6,200,000	2.09
丸紅株式会社	3,549,810	1.19

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足說明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
棟方 信彦	学者										
種本 祐子	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
棟方 信彦	○	独立役員として指定	<p>社外取締役の棟方信彦氏は永く広告業界に勤務され、専門分野はマーケティング戦略、ブランド・コミュニケーション戦略です。その高い見識に裏づけされた発言により重要な業務執行の意思決定ならびに業務執行の監督という取締役会の機能・役割を健全に維持することになると考えております。</p> <p>「独立役員としての指定理由」 同氏のこれまでの職歴や経験で培われた専門的な知識、経験から当社の経営を監督して頂くとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与して頂けることが期待できることに加え、当社と</p>

			何ら利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。
種本 祐子	○	独立役員として指定 <重要な兼職の状況> - 株式会社ヴィノスやまざき 取締役社長 兼COO - 静岡鉄道株式会社 社外取締役	社外取締役の種本祐子氏は株式会社ヴィノスやまざきの取締役社長兼COO及び静岡鉄道株式会社の社外取締役であり、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識に裏づけされた発言により重要な業務執行の意思決定ならびに業務執行の監督という取締役会の機能・役割を健全に維持することになると考えております。 「独立役員としての指定理由」 同氏のこれまでの職歴や経験で培われた専門的な知識、経験から当社の経営を監督して頂くとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与して頂けることが期待できることに加え、当社と何ら利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	5	0	3	2	0	0 社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0 社内取締役

補足説明

取締役、監査役、執行役員候補者決定プロセスの透明性及び客観性を確保するため、指名諮問委員会を設置しております。
役員報酬決定プロセスの透明性及び客観性を確保するため、報酬諮問委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち監査の計画及び結果について適宜報告を受け、意見交換をするなど緊密な連携のもと監査を進めています。また、監査役は、監査室と監査計画を協議し、内部統制システムの状況とその監査結果の報告を求めており、必要に応じ同行し、また、特定の監査対象部署の調査を求めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
今村 昭文	弁護士													
市東 康男	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今村 昭文	○	独立役員として指定 <重要な兼職の状況> -JBCCホールディングス株式会社 社外取締役	弁護士としての専門的な見識を当社の監査に適切に反映する事ができると考えているためです。 「独立役員としての指定理由」 同氏の弁護士としての経験で培われた法務面での専門的な知識、経験に係る視点から、社外監査役として当社の経営を監督していくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただけることが期待できること及び、取引所の定めた属性に該当しないことに加え、当社と何ら利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。
市東 康男	○	独立役員として指定 <重要な兼職の状況> -日本フェルト株式会社 社外監査役	公認会計士としての専門的な見識を当社の監査に適切に反映する事ができると考えているためです。 「独立役員としての指定理由」 同氏の公認会計士としての経験で培われた監査面での専門的な知識、経験に係る視点から、社外監査役として当社の経営を監督していくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけることが期待できること及び、取引所の定めた属性に該当しないことに加え、当社と何ら利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社の全ての社外役員は、独立役員の資格を充たしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役及び監査役に対する役員報酬等は現在策定しており、確定次第お知らせいたします。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役及び監査役に対する役員報酬等は現在策定しており、確定次第お知らせいたします。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役及び監査役に対する役員報酬等は現在策定しており、確定次第お知らせいたします。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び監査役に対する役員報酬等は現在策定しており、確定次第お知らせいたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については経営企画部が窓口となり、各種連絡・情報提供を行う体制を取っております。

また、社外監査役については定期的に開催される監査役会において、常勤監査役が知り得た情報等につき、報告及び説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)取締役会

取締役は9名で、内2名が社外取締役であります。取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適時に開催しております。取締役会では経営上の重要な事項に関する意思決定や方針決定及び業務執行状況の監督を行っております。

(2)グループ経営会議

グループ経営会議は社外取締役を除く取締役、常勤監査役、経営企画部長その他グループ経営会議の議長が指名するものから構成されております。グループ経営会議は月1回の定例のほか、必要に応じて適時に開催しております。グループ経営会議では経営戦略及び重要事案に関する報告・審議・検討を行っております。

(3)監査役及び監査役会

当社の監査役は3名で、内2名が社外監査役で1名が常勤の監査役であります。監査役は取締役会や社内の重要会議に出席するほか、取締役及び使用人から業務執行について直接聴取を実施するなど、充分な監査を行っております。また、会計監査人からも監査計画及び結果について、適宜報告を受け、意見交換をするなど緊密な連携のもと監査を進めております。監査役会は、毎月定期的に開催され、取締役会付議事項等重要事項の検討を行います。なお、常勤監査役藤原芳士氏は、長年財務経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役今村昭文氏は弁護士資格を、監査役市東康男氏は公認会計士の資格を有しております。

(4)責任限定契約の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(5)内部監査部門

当社は独立した組織として監査室を設置しております。監査室は監査計画に基づき、グループ会社も含めた幅広い内部監査を実施しておりますが、必要に応じて計画外の臨時内部監査を行います。また、監査役と監査計画の概要を協議し、内部統制システムの評価とその監査結果の報告を行っております。

(6)会計監査

当社は有限責任 あづさ監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。

(7)コンプライアンス体制

当社はCSR部のコンプライアンス推進担当が中核となって、当社グループの役員をはじめ全従業員のコンプライアンスに対するさらなる意識向上、並びに実践の企業風土を徹底浸透させるとともに、コンプライアンス体制の強化・拡充を図っており、ホームページにて、その活動内容を開示しております。社外有識者を委員長とするCSR委員会は、第三者の目で当社グループのCSR体制・コンプライアンス体制をチェックし、必要に応

じてその結果を取締役会に提言しております。また、グループ会社にコンプライアンスに係る会議体を設け、コンプライアンスに関する課題・問題を共有しながら、取組みの水平展開を図っております。更に、グループ会社従業員を対象とした「通報窓口」を設け、社内通報システムの強化を図っております。

(8)情報開示

株主及び投資家の皆様への積極的な情報開示を通して、経営全般に対する透明性を高めることを基本的な考え方としております。そのため、会社の活動内容や業績に関わるニュースリリース、説明会の開催及びホームページでの掲載等のIR・広報活動を実施し、適時適正な情報開示を推進してまいります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の監視・監査機能を強化するため、社外取締役及び社外監査役を選任しております。社外取締役は、会社の最高権限者である代表取締役などと直接の利害関係のない有識者や経営者等から選任し、当社の業務執行に携わらない客観的な立場からの経営判断を受けることで、取締役会の監督機能強化を図っております。社外監査役は、監査体制の独立性を高め、客観的な立場から監査意見を表明することで、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

より開かれた株主総会を目指すという観点から集中日を避けて開催していく予定です。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

時期:年2回を予定しています。 実施内容:説明者(代表取締役・取締役)
説明内容:決算内容について 参加者の属性及びその数:参加者の属性(セルサイド・バイサイドアナリスト及び格付機関)参加者の人数(約80名)

あり

IR資料のホームページ掲載

有価証券報告書、決算短信、第1四半期、第2四半期及び第3四半期財務・業績の概要、その他適時開示資料、決算説明会資料、ファクトブック、IRスケジュール、株主優待情報など

IRに関する部署(担当者)の設置

経営企画部IR室長 高武 彰

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

グループ会社に於いて、環境基本方針を策定し基本理念と行動指針に基づき計画的・継続的に環境保全レベルの向上に努めております。その内容についてはHPで適宜、情報開示していきます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社(以下、当社という)は、当社グループ(当社及び当社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ)の業務の適正を確保するため、以下の体制を整えるものとする。

1取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社グループにおけるコンプライアンスの基本方針を決定し、これを実効する体制、会議体、規程を構築・整備し、各組織の活動に組み込むことによりコンプライアンスを推進する。コンプライアンスの基本方針は、教育・研修等を通じて周知徹底を図るものとする。

(2)内部通報制度としてグループ会社(当社の子会社をいう。以下同じ)を対象とした社内通報窓口を設け、グループ会社の内部通報の定めにより、適切な運用を行うものとする。尚、通報者の希望により匿名性を確保するとともに、通報者に対し不利益な取扱いを行わないものとする。

(3)当社は、社外有識者を委員長とするCSR委員会を取締役会の諮問機関として設置し、CSR委員会は、CSR委員会規程に基づき第三者の目から当社グループのCSR・コンプライアンス体制をモニタリングし、必要に応じて取締役会に提言を実施するものとする。

2取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、文書取扱いの定めに従い、文書の保存媒体に応じて適切かつ確実に保存、管理する体制を構築するものとする。

3損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社は、当社グループの経営環境及びリスク要因の変化を踏まえ、その事業活動に係るリスクを認識し、それぞれのリスクの把握と管理办法、責任者などのリスク管理体制を整え、リスク管理を徹底する。

(2)当社グループは、リスク管理体制の基礎として、リスク管理の基本規程の定めに従い、リスク管理体制を構築、実践すると共に、緊急事態には、危機管理体制の定めに従い危機管理委員会を設置し、必要な組織体制で迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。

4取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社グループは、経営方針、経営計画及び具体的な経営戦略と目標策定に関わる業務執行決定機関として、取締役会を定例開催する。又必要に応じ適宜、臨時に開催できるものとする。

(2)取締役会は、法令及び定款に定める事項並びに稟議に係る規程に定める経営上の重要事項を決議するとともに取締役及び執行役員の職務の執行を監督するものとする。

5当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社は、グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社の管理規程を整備する。グループ会社は、この定めに従い、当社への決裁・報告制度を通じてグループ会社経営管理を実施する。

(2)当社グループの内部統制システムのモニタリングは、内部監査の定めに従い、独立した内部監査部門が行うものとし、被監査部門への指摘・改善・是正を指導する。又モニタリング結果と指摘・改善事項は、速やかに社長、取締役、監査役に報告されるものとする。

6監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社グループは、監査役の職務を補助する使用人(以下、監査役スタッフという)を任命できるものとする。監査役スタッフへの指揮命令権は、監査役に委譲し、監査役スタッフの任命、異動、評価等の人事に係る決定は、監査役の同意を得なければならない。

7取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)当社グループの取締役及び使用人は、その経営に影響を与える重要な事項については、遅滞なく監査役に報告しなければならない。

(2)取締役及び使用人は、法定の事項に加え、内部監査の実施状況を監査役に報告しなければならない。又通報窓口の相談・通報事案、社内不祥事、法令違反事案は、監査役に報告しなければならない。尚、使用人が、直接監査役に通報した場合も、通報者の希望により匿名性を確保するとともに、通報者に対し不利益な取扱いを行わないものとする。

(3)監査役は、取締役会及び重要な経営会議に出席して意見を述べるとともに、取締役及び使用人からの情報の収集に努め、取締役、使用人は、監査役から情報提供の要請があった場合、これに協力するものとする。

(4)監査役は、取締役、会計監査人と定期的に会社運営に関する意見交換を行ない、意思疎通を図り、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他社外の専門家に助言を求めるものとする。又監査役は監査の実施のために必要な場合、その所要の費用の請求を保障されるものとする。

8財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告について適切な整備、運用をするものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢を堅持し、これらの勢力とは一切関係を持たないことを基本方針とする。

反社会的勢力への対応統括部門は総務部門があたり、関連行政機関と連携して、反社会勢力に関する動向を把握し、情報交換を行うとともに、基本方針、対応マニュアル等の社内周知と啓蒙活動を行うものとする。

不測の事態に際しては、関連行政機関や、外部機関、専門家と連携し、会社と関係者の安全を確保するなど必要に応じ適切に対応できる体制を構築するものとする。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 [\[更新\]](#)

【適時開示体制の概要】

当社は、長期的な企業価値の向上を目指し、透明な経営情報の開示を行うことを基本姿勢とし、適時開示については、迅速、正確、公正な情報の開示に努めております。

1. 重要な会社情報の開示体制

重要な会社情報は、各部署、子会社等から情報取扱責任者(取締役執行役員経理財務部・人事総務部担当)に伝達され、証券取引所の適時開示規則等に従い開示の必要性の有無を検討します。開示が必要な場合は、情報開示担当者が、取締役社長に報告するとともに、速やかに適時開示担当者の経理財務部を通して情報開示を行なう一方、経営企画部IR室は、当該情報を公表し、自社ホームページ及び社内イントラネット上に公表資料を掲載し、情報共有の徹底を図ります。

2. 問い合わせ窓口の特定

決算等の開示情報に関する問い合わせに関しては、経理財務部が担当し、それ以外の開示情報に関する問い合わせに関しては経営企画部IR室が担当いたします。

3. 重要な会社情報の管理

当社は、重要な会社情報を管理する目的で、「内部者取引管理規程」を定め、役員及び社員等はこの規程を遵守し、適時適切な社内情報管理を行っております。



